



◎ 「同一生計に関する誓約書」に関する注意事項

- 1 納税義務者、障害者および運転者が同居している場合（住民票上の住所が同じ場合）は、本誓約書は必要ありません。
- 2 納税義務者と障害者が扶養関係にある場合は、扶養関係が確認できる書類を提出してください。この場合、本誓約書は必要ありません。
- 3 この誓約書は、納税義務者が記入してください。
- 4 表面「②同一生計に関すること」は、納税義務者と障害者間の生計に関する負担、または納税義務者や運転者が車両運行にかかる経費を負担している状況等を記載してください。
- 5 障害者の住民票上の住所が県外の場合は減免に該当しません。
- 6 運転者の住民票上の住所が県外の場合、本誓約書により同一生計状態を誓約できれば減免対象になります。
- 7 施設入所中の場合は、重度障害以外の方は減免に該当しません。
- 8 誓約内容と異なる事実が発覚した場合、申請当初に遡って減免取消になりますのでご注意ください。